

べっぷクリスマスファンタジア
出店規約

別府まつり振興会
冬の祭典実行委員会

べっぷくクリスマスファンタジア 出店規約

開催日時 平成30年12月23日(日・祝)・24日(月)／17:00～21:30

※本規約は出店申込書の提出をもって、申込者が本規約に同意したものとみなします。

1. 出店資格及び出店申込期間

- (1) 代表者及び副代表者が平成30年11月8日(木)現在、別府市在住の方、または別府市で別府市内において生計を立てている事業所に所属していること、もしくは個人事業主の方に限ります。但し、実行委員会が設ける特別出店枠で参加する共催・後援・協力団体及び協賛企業の方はこの限りではありません。
- (2) 20歳未満(未成年者)の方は申込できません。
- (3) 暴力団及び暴力団関係者、それに類する団体に所属する者。また下記項目にあてはまる者の申込は出来ません。

- ①暴力団②暴力団員③暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの④暴力団準構成員
- ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者及び暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者と親交を有する者
- ⑦前各号に該当するものと生計を一にする配偶者
(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)
- ⑧その他前各号に該当する者が、経営を実質的に支配している法人その他の団体または事業者

申込期間：平成30年11月8日(木)～11月22日(木)

受付時間：9:00～17:00(月曜日から金曜日)

※上記の申し込み期間内で出店予定総数に達しない場合、追加募集を行います。

(5) 追加募集詳細

- ①期間 平成30年11月26日(月)～11月30日(金)
受付時間9:00～17:00
- ②募集枠 出店予定総数33コマから上記期間内に申し込みがあった店舗数を差し引き、残った枠数を追加募集します。
- ③出店資格 上記申込期間では代表者及び副代表者が別府市在住の方、または別府市で別府市内において生計を立てている事業所に所属していること、もしくは個人事業主の方としていましたが、追加募集については代表者及び副代表者が大分県内在住の方、または大分県内で生計を立てている事業所に所属していること、もしくは個人事業主の方へ対象を広げます。

2. 申込時に必要な提出書類及び開催日までに必要な書類

(1) 申込時

①出店申込書 ※要捺印

②誓約書 ※要捺印

③本人確認のための証明書

・代表者と副代表者が個人の場合

免許証、または住民基本台帳カード、または在留カード

・代表者と副代表者が事業者の場合

免許証、または住民基本台帳カード、または在留カード・事業所の所在地を証明する書類、代表者が事業所に所属する事を証明する書類。

④出店申込一時預り金(1万円)

※出店者説明会での出店申込一時金の返金について

出店者説明会で申込多数により出店の抽選を行った場合、落選者には出店料の一部を返金します。詳しくは4ページ「5. 出店申込のキャンセルについて」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。

⑤食品営業許可証をお持ちの方はそのコピー。

(2) 開催前の期限日までに提出

①一時営業許可証のコピー(食品を取り扱う場合は大分県東部保健所へ申請してください。)

提出期限 平成30年12月14日(金)17:00までに提出してください。

②備品追加申請書

テーブル・イスを追加する場合は有料となります。詳細は4ページ「7. 備品について」をご覧ください。

提出期限 平成30年12月7日(金)17:00まで

3. 出店料

6万5千円(2日間) …1コマ(間口2.7m×奥行3.6m)

(テント設営・撤去費、電気水道設備工事費、会場清掃費、その他諸費用含む)

※1グループ(人)につき1コマのみ。出店者説明会時に預り金1万円を除いた差額5万5千円を集金します。

4. 出店者説明会への出席について

出店者説明会には必ず代表者又は副代表者が出席して下さい。代理の出席は出来ません。

なお、副代表者の変更がある場合は、事前に事務局にお知らせください。

変更期限は 12月3日(月)17:00までとなります。

欠席の場合は出店キャンセルとします。また、申込者多数の場合は抽選となります。

※出店場所については、抽選を行います。

但し、追加募集にて申し込みをされた方の抽選は、前述の申込期間に申請された方の抽選終了後となります。

■出店者説明会

日 時：平成30年12月6日(木) 10:00 ※時間厳守

場 所：別府市役所 レセプションホール

住 所：大分県別府市上野口町1-15

連絡先：出店担当 090-7534-9020 事務局 0977-24-2828

説明会に持参するモノ

- ・ 預り金を除いた差額 5万5千円
- ・ 出店申込一時金預り証 ※必ずお持ちください。

※お車でお越しの場合は、駐車場に限りがありますので時間に余裕をもってお越しください。
※通常期間内に申し込みをされた方で、当日の最終意思確認に間に合わない場合、追加募集として抽選会に参加となります。

5. 出店申込のキャンセルについて

出店者説明会内で最終出店意思確認をしますので、キャンセルの場合は申し出てください。

それ以降のキャンセルについては出店料を全額いただきます。

但し、抽選会落選者の方々につきましては、出店申込一時金を返金します。

	出店申込 一時金 (1万円)	残りの出店料 (5万5千円)	備 考
最終出店意思確認前の キャンセル	○	—	出店申込一時金は返金します
最終出店意思確認後の キャンセル	×	×	出店料は全額返金しません
落選	○	—	出店申込一時金は返金します
当選後キャンセル	×	×	出店料は全額返金しません

○…返金アリ ×…返金ナシ

6. 開催中は申込者本人が参加する事 ※名義貸しの禁止

申込者以外の出店は認めません。違反した場合は即時退場していただき、出店料は全額返金しません。また、以後の当イベントへの出店をお断りいたします。※当日、提出の本人確認証明書にて確認します。

7. 備品について

1 コマにつき長机(1.8m×0.45m)2卓とパイプイス2脚を設置します。追加を希望する場合は有料となります。ご希望の場合は、事前に事務局に申込み、料金の支払いをしてください。

- ・ テーブル・・・1卓 1,500円
- ・ パイプイス・・・1脚 200円

店内照明は蛍光灯を使用。別途電源用に1コマに1つコンセントを取り付けます。

使用可能な最大電源容量は10Aまでです。

8. 禁止事項

- (1) ポルノ、麻薬、拳銃、盗品及び偽ブランド、コピー商品等その他法律や公序良俗に反する商品または実行委員会がふさわしくないと判断した商品は売ることは出来ません。
 - (2) 未成年者を従業員として雇用することは、原則禁止となります。但し、所属する学校の許可または親の同意を得ている場合はこの限りではありません。但し、営業終了後は速やかに帰宅させてください。
大分県青少年健全育成条例により18歳未満の青少年は、親の同伴がある場合でも午後11時から翌日午前4時は外出が制限されています。
 - (3) 出店ブース外で調理することは厳禁です。
 - (4) 出店ブース外での呼び込み及び販売は、お客様や他の出店者の迷惑となるため禁止します。
 - (5) 幟などの装飾を店舗よりも前に出すことは、来場者に対してけがや事故の原因となり、また他の店舗の迷惑となるため禁止します。
- ※ 上記禁止事項が発覚した場合、注意、指導を行い、それでもご理解いただけない場合は退場となります。※規約違反等の退場による出店料の払い戻しはしません。

9. 搬入出車両について

- (1) 搬入駐車券は、スタッフが車外から見て番号・氏名を確認できるよう常に掲示してください。
- (2) 搬入駐車券の複製、譲渡、貸出等の不正行為は固く禁じます。違反者を発見した場合は注意指導を行い、それでもご理解いただけない場合はレッカー移動します。移動にかかる費用は不正行為者の負担とします。※主催者側での費用負担は一切しません。
- (3) 会場内通行時はスタッフの指示に従って下さい。
- (4) 会場内は2トンを超える車両での搬入出は出来ません。
- (5) 会場内では5km以下の最徐行運転を徹底してください。会場内で車両を運転中に事故を起こした場合は、当事者間の責任となりますので安全運転を心がけてください。
- (6) 搬出開始のアナウンスがあるまでは、会場内への車両の進入は禁止します。

搬入時間 10:00~16:00 ┌ 10:00~14:00 (搬入駐車券 提示不要)
 └ 14:00~16:00 (搬入駐車券 提示必要)

※14:00以降は搬入駐車券を持っていない車両は会場から退出となります。

※前日12月22日(土)9:00~17:00まで搬入可能です。以降は施錠のため車両は入れません。

※会場内備品等の管理に関して、主催者側は一切の責任は負いません。

※搬入駐車券が不要な14時までにガス・食材等の配達を終わらせてください。

10. 臨時駐車場について

- (1) 利用可能日時：12月23日(日・祝)及び24日(月) 12:00～22:30まで
※23:00に出入口の施錠をします。
- (2) 利用可能場所：別府中央小学校グラウンド(雨天時也可)
※臨時駐車場は23:00以降の車両の駐車はできません。
※会場及び駐車場内での事故等につきましては、主催者側は一切責任を負いません。
※新若草港及び北浜温泉テルマス駐車場には進入及び駐車は出来ません。
※23:00以降、臨時駐車場内に放置された車両はレッカー移動します。移動にかかる費用は出店者の負担とします(主催者側で費用の負担は一切しません)

11. イベント開催確認及び中止時の返金について

- (1) イベントの開催確認方法について
- ①電話での確認方法
事務局(0977-24-2828)または出店担当(090-7534-9020)
※出店担当は出店者説明会およびイベント当日のみ。
- ②インターネットでの確認方法
イベントホームページ(べっぷクリスマスファンタジアで検索)または別府市観光協会Facebookのお知らせ。
- (2) 中止となった場合の出店料の返金について
イベントが中止となった場合、出店も中止となります。
- ①両日ともに中止の場合…必要経費の算定後、返金します。
②開始後中止の場合／一日のみ開催…返金しません。
- なお、中止になったことにより生じた営業上の利益の損失や損害については、主催者は負担しません。

12. 酒類の販売について

- (1) 詳しくは税務署にお問合せください。
(2) 未成年者及び運転者には販売しないよう十分注意してください。

13. 公園をきれいに利用するために

- (1) ごみは所定のごみバケツトへ出してください。但し、廃食用油は廃棄物扱いとなります。一般ゴミとして処理できませんので、必ずお持ち帰りください。
- (2) 油や炭を使用する場合は、必ず段ボール等で養生し公園を汚さないようにしてください。養生を十分にせず、別府市より原状復帰の指導があった場合は、費用を請求します。
- (3) トイレの手洗い場や常設の水道で洗浄をしないでください。洗浄するものがある場合は、必ず持ち帰って洗浄してください。

14. 消火器の設置義務について

平成26年8月より別府市条例が改正となり、祭礼、縁日、花火大会その他多くの方が集合する催しにおいて、火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、液体、固体、気体燃料で火器を使う器具（石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等）、電気を熱源とする器具（器具の表面に可燃物が触れた場合に発火する恐れのあるもの・赤熱部分が露出しているもの）を使用する者に対して消火器を準備し、使用することが義務付けられました。対象となる器具を使用する方は**必ず消火器を設置していただきます。**

※イベント当日、消火器の確認が出来ない場合は営業の停止となる場合もございます。

使用できる消火器の種類について

住宅用消火器ではなく、業務用消火器をご使用ください。

業務用消火器のうち、6型以上の大きさの粉末ABC消火器を準備してください。

大型量販店や、消防設備業者（タウンページ等に記載）にてお求めください。



15. 火器の取り扱いについて

平成25年8月15日京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。当イベントをはじめ、多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、使用される火気の中でも、ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意を払い、営業を行って下さい。

※事故に対応できる損害賠償保険に加入することをお勧めします。

16. 問い合わせ先について

■冬の祭典実行委員会事務局（別府市観光協会内）

〒874-8511

別府市上野口町1-15（別府市役所1階）

TEL：0977-24-2828/FAX：0977-24-5959

出店担当者連絡先：090-7534-9020

※出店者説明会及び12月23日（日・祝）・24日（月）の両日のみの連絡先となります。

■大分県東部保健所

〒874-0840

別府市大字鶴見字下田井14-1

TEL：0977-67-2511

■別府税務署

〒874-8686

別府市光町22-25

TEL：0977-23-2111